

【特定施設の種類】

○がついている施設を設置するには、設置工事の30日前までに届出が必要となります。

施設名		騒音	振動	備考
金属加工機械	圧延機械	○22.5kW 以上		原動機の定格出力の合計
	製管機械	○		
	ベンディングマシン	○3.75 kW 以上		ロール式に限る
	液圧プレス	○	○	矯正プレスを除く
	機械プレス	○294kN 以上	○	呼び加圧能力
	せん断機	○3.75 kW 以上	○1kW 以上	
	鍛造機	○	○	
	ワイヤーフォーミングマシン	○	○37.5 kW 以上	
	ブラスト	○		タンブラスト以外のもの あって、密閉式のものを除く
	タンブラー	○		
	切断機	○		といしを用いるものに限る
圧縮機			○7.5kW 以上	
空気圧縮機		○7.5kW 以上	○7.5kW 以上	
送風機		○7.5kW 以上		
鉱物用	破碎機	○7.5kW 以上	○7.5kW 以上	
	摩碎機	○7.5kW 以上	○7.5kW 以上	
	ふるい	○7.5kW 以上	○7.5kW 以上	
	分級機	○7.5kW 以上	○7.5kW 以上	
織機		○	○	原動機を用いるものに限る
建設用資材 製造機械	コンクリートプラント	○0.45 m ³ 以上		混練容量 気ほうコンクリートプラントを除く
	アスファルトプラント	○200kg 以上		混練重量
	コンクリートブロックマシン		○2.95kW 以上	原動機の定格出力の合計
	コンクリート管製造機械		○10kW 以上	原動機の定格出力の合計
	コンクリート柱製造機械		○10kW 以上	原動機の定格出力の合計
穀物用製粉機		○7.5kW 以上		ロール式に限る
木材加工機械	ドラムバーガー	○	○	
	チップパー	○2.25kW 以上	○2.2kW 以上	
	碎木機	○		
	帯のこ盤	○		製材用 15kW 以上、木工用 2.25kW 以上
	丸のこ盤	○		製材用 15kW 以上、木工用 2.25kW 以上
	かんな盤	○2.25kW 以上		
抄紙機		○		
印刷機械		○	○2.2kW 以上	原動機を用いるものに限る
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機			○30kW 以上	カレンダーロール機以外
合成樹脂用射出成形機		○	○	
鋳造型機		○	○	ジョルト式に限る